

## 記入上の注意事項について

70歳以上の被保険者及び被扶養者で被保険者の標準報酬月額が28万円以上の方には3割負担の健康保険高齢受給者証を交付していますが、70歳以上の被保険者及び被扶養者(後期高齢者医療制度の被保険者になったことにより、被扶養者でなくなった方を含みます。以下同様。)の収入合計額が下記の基準収入額に満たない場合には、この申請により2割負担(昭和19年4月1日以前生まれの方は特例措置により1割負担)となります。

《申請により2割負担となる基準収入額》

70歳以上の被扶養者を有する方 : 520万円未満  
70歳以上の被扶養者を有しない方 : 383万円未満

### 【記入上の注意】

- (注1)収入申告欄には、前年(1月から8月に受診されるときは前々年)の収入の額を全てご記入ください。ただし、退職金及び公租公課の対象とならない収入(障害又は遺族に係る年金・恩給等、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金、児童手当、児童扶養手当等、災害弔慰金等)は除きます。
- (注2)市町村民税を課されているか、否かにかかわらず、70歳以上の被保険者及び被扶養者の方それぞれの収入額を公的年金・給与・その他収入に分けてご記入ください。公的年金、給与等については社会保険料等控除前の金額になりますのでご注意ください。
- (注3)虚偽の申請を行い、世帯の収入金額が基準に該当し、負担区分が一定以上所得者(3割負担)から一般(2割負担)となった場合には、刑法上の詐欺罪に該当するとともに、不正行為による受給として国税徴収の例により給付額の一部を徴収することもあります。

◆ 診療月の適用申請の対象となる収入の関係は以下のとおりです。



※この申請は、原則3割負担の高齢受給者が、対象となる年の収入額に伴い2割負担に変更するためのものであり、収入が上記基準額以上の方は提出いただく必要はありません。